

- 雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった者が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定した教育訓練を受講し、修了した場合、対象教育訓練の受講のために当該受講者本人が支払った教育訓練経費の20%に相当する額が公共職業安定所（ハローワーク）から支給されるものです。
- ただし、その20%に該当する額は10万円を限度とし、支給額が4千円を越えない場合は、教育訓練給付金は支給されません。
- 支給申請は、定められた期間内(受講修了日の翌日から起算して1か月以内)に行わなければなりません。

取り扱い教育訓練講座名	所持免許	教育訓練経費(昼)	教育訓練経費(フル)
大型一種免許取得講座(中型8t限定)	中型8t限定免許(AT限定除く)	263,780	281,380
中型一種免許取得講座(準中型5t限定免許取得者)	準中型5t限定免許	160,490	170,170
中型8t限定解除及び大型一種免許取得講座	中型8t限定免許(AT限定除く)	276,540	293,260
大型一種免許取得講座(中型免許取得者)	中型免許(限定免許除く)	202,180	214,500
中型8t限定解除講座(8tMT持ち)	中型8t限定免許(AT限定除く)	85,360	89,760
中型及び大型免許取得講座(準中型5t限定免許取得者)	準中型5t限定免許	346,170	368,170
AT限定解除及び中型8t限定解除講座(中型8tAT限定免許取得者)	中型8tAT限定免許	119,680	127,600
AT限定解除及び中型免許取得講座(準中型5tAT限定免許取得者)	準中型5tAT限定免許	191,290	204,050
中型8tAT限定解除および大型一種免許取得講座(中型8tAT限定免許取得者)	中型8tAT限定免許	310,860	331,100
AT限定解除・中型・大型一種免許3ステップ講座(準中型5tAT限定免許取得者)	準中型5tAT限定免許	404,470	429,550
中型一種免許取得講座(普通MT免許取得者)	普通免許(限定免許除く)	193,160	206,360
中型及び大型免許取得講座(普通MT免許取得者)	普通MT免許	378,840	404,360
AT限定解除及び中型免許取得講座(普通AT免許取得者)	普通AT限定免許	223,960	240,240
大型特殊免許取得講座(免なし、自動二輪免許取得者を除く)	普通免許以上	85,800	91,080
大型一種免許取得講座(準中型5t限定免許取得者)	準中型5t限定免許	324,390	347,270
中型一種免許取得講座(準中型5tAT限定免許取得者)	準中型5tAT限定免許	196,460	209,660
中型免許取得講座(準中型免許取得者)	準中型免許	139,700	147,620
大型免許取得講座(準中型免許取得者)	準中型免許	294,360	314,600
大型免許取得講座(普通MT免許取得者)	普通免許	363,990	390,390
準中型免許取得講座(免許なし)	免許なし	419,760	453,090
大型特殊限定解除講座	大型特殊免許(限定免許)	85,800	91,080
準中型5t限定解除講座(5tMT持ち)	準中型5tMT免許	75,900	79,420
大型一種免許取得講座(中型8tAT持ち)	中型8tAT限定免許	303,380	324,500
準中型5tAT限定解除講座	準中型5tAT限定免許	104,500	111,540
中型一種免許取得講座(普通AT持ち)	普通AT免許	230,230	246,950
準中型免許取得講座(普通MT持ち)	普通MT免許	154,660	166,100
準中型免許取得講座(普通AT持ち)	普通AT免許	185,460	200,420
AT限定解除・中型・大型3ステップ講座(普通AT持ち)	普通AT免許	437,140	465,740
大湯免許取得講座(準中型5tAT持ち)	準中型5tAT限定免許	365,090	391,490
普通二種AT免許講座	普通免許	205,260	214,610
普通二種MT免許講座 ※二種AT→AT限定解除	普通免許	252,560	264,990

※「教育訓練経費」とは、当校へお支払いいただく教習料金の内、教育訓練給付制度の対象となる経費です。

★この制度をご希望の方は、当校にご入校の前に住所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)にご相談ください。